

障害福祉サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業に関する兵庫県からのお知らせ

標記のことについて、厚生労働省から令和3年9月28日付事務連絡を通じて公表されていましたが、現時点で確認できた情報について次のとおりお知らせいたします。

なお、申請手続や時期等は 現在調整中のため、分かり次第、以下の HP でお知らせする予定です。

※ HP 名「新型コロナウイルス感染症対策事業（障害福祉サービス等事業者向け）」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona_jigyuu.html

※ **現時点では、詳細未定のため、県へのお問い合わせはお控えください。**

1 補助対象経費

次の 10 品目に限定され、記載以外の品目は補助対象となりません。

区分	対象品目
衛生用品	マスク、手袋、消毒液、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、清拭クロスの 8 品目のみ
感染防止対策に要する備品	パーテーション、パルスオキシメーターの 2 品目のみ

2 補助金の額等

購入した上記品目の合計額(消費税抜き) とサービスごとに定められた基準単価【別添 PDF「基準単価表」参照】と比較して少ない額を補助します（1,000 円未満の端数は切り捨て）。

申請にあたり、購入した上記品目のレシートを保存願います（申請書類への添付は不要）。

3 補助対象期間

令和3年10月から12月末までの3ヶ月間【期間限定】

※ 期間中に購入された対象経費を 1 回にまとめて申請（原則、電子申請）いただく予定です。

※ 令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、指定日以降が補助対象期間となります。

4 現時点でのスケジュール

以下のとおり準備を進めています。

令和3年12月中旬 申請様式の上記 HP への掲載

令和4年1月上旬 申請受付開始

※ 地域生活支援事業所（移動支援事業、地域活動支援センター等）は、対象外となります。

※ 多機能型事業所を含め、複数の障害福祉サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで申請することができます。

※ 同一敷地で設備等を共用している介護サービス事業所や医療機関において感染防止対策にかかる補助金交付を受ける場合は、本事業の申請はできません【重複申請となります】。

(別添) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業 (基準単価)

基準単価				
分類	No	サービス名		
通所系	1	療養介護	40人以下	20千円/事業所
	2		41人～60人	30千円/事業所
	3		61人以上	40千円/事業所
	4	生活介護		14千円/事業所
	5	自立訓練 (機能訓練)		7千円/事業所
	6	自立訓練 (生活訓練)		7千円/事業所
	7	就労移行支援		7千円/事業所
	8	就労継続支援A型		7千円/事業所
	9	就労継続支援B型		7千円/事業所
	10	就労定着支援		3千円/事業所
	11	自立生活援助		3千円/事業所
	12	児童発達支援		7千円/事業所
	13	医療型児童発達支援		7千円/事業所
	14	放課後等デイサービス		7千円/事業所
短期入所	15	短期入所		7千円/事業所
入所・居住系	16	施設入所支援	40人以下	20千円/事業所
	17		41人～60人	30千円/事業所
	18		61人以上	40千円/事業所
	19	共同生活援助 (介護サービス包括型)		7千円/事業所
	20	共同生活援助 (日中サービス支援型)		7千円/事業所
	21	共同生活援助 (外部サービス利用型)		7千円/事業所
	22	福祉型障害児入所施設	40人以下	20千円/事業所
	23		41人～60人	30千円/事業所
	24		61人以上	40千円/事業所
	25	医療型障害児入所施設	40人以下	20千円/事業所
26	41人～60人		30千円/事業所	
27	61人以上		40千円/事業所	
訪問系	28	居宅介護		3千円/事業所
	29	重度訪問介護		3千円/事業所
	30	同行援護		3千円/事業所
	31	行動援護		3千円/事業所
	32	居宅訪問型児童発達支援		3千円/事業所
	33	保育所等訪問支援		3千円/事業所
相談系	34	計画相談支援		3千円/事業所
	35	地域移行支援		3千円/事業所
	36	地域定着支援		3千円/事業所
	37	障害児相談支援		3千円/事業所
対象経費				・令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用
助成額の算定				・施設・事業所ごとに、基準単価まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ※1 対象施設・事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、助成の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
- ・療養介護
 - ・医療型児童発達支援
 - ・医療型障害児入所施設
 - ・居宅介護 (共生型・基準該当含む)
 - ・重度訪問介護 (共生型・基準該当含む)
 - ・同行援護 (基準該当含む)
 - ・行動援護 (基準該当含む)
 - ・生活介護 (共生型・基準該当)
 - ・短期入所 (共生型・基準該当)
 - ・自立訓練 (機能訓練) (共生型・基準該当)
 - ・自立訓練 (生活訓練) (共生型・基準該当)
 - ・児童発達支援 (共生型・基準該当)
 - ・放課後等デイサービス (共生型・基準該当)